

府中市育児支援家庭訪問事業における学生訪問員の導入について

1 趣旨

育児支援家庭訪問事業では、育児に不安を抱える家庭や育児困難な家庭に保健師等の専門職の訪問員を派遣することにより、親や就学前児童に対する支援を行ってきました。しかし、小学生低学年から思春期前期の子ども自身に対する支援がないことから、大学生等を育児支援家庭訪問員として派遣し、学習支援や話し相手になることなどを通して、当該児童に健全な青年世代に触れ合う機会を作り、健全な心身の発達を目指すものです。

2 学生訪問員の要件

児童福祉、心理学、教育学等を学ぶ等児童福祉・児童教育に関心のある大学生及び大学院生

3 学生訪問員の登録

協力大学にて学生の募集を行い、応募があった学生に対し、子ども家庭支援センターたちが行うオリエンテーション及び研修終了後、育児支援家庭訪問員として登録する。

4 活動内容について

学生訪問員は、訪問先のケースの概要を把握し、訪問依頼内容を理解し活動を実施する。活動の報告はケース担当相談員に行い、情報共有を密にする。

- | | |
|---------|--|
| (1) 内 容 | ①レクリエーション及び学習支援
②子供の話し相手及び相談相手
③思春期や青年期に必要とされる社会的情報の提供 |
| (2) 頻 度 | 概ね月2回 1回2時間程度 |
| (3) 場 所 | 自宅及び学校、子ども家庭支援センター等公共施設内 |
| (4) 体 制 | 一家庭に原則2人の学生訪問員で対応 |
| (5) 謝 礼 | 1回につき1人、1900円 |
| (6) その他 | ①訪問員連絡会への参加（概ね2か月に1回）
②訪問記録の提出
③確認書・個人情報保護の特約に関する誓約書の提出
④訪問時に府中市育児支援家庭訪問員登録証を所持・提示する。 |